

第七十号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第六条第二項第三号及び第七十一条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）等の施行による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第七

十号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一